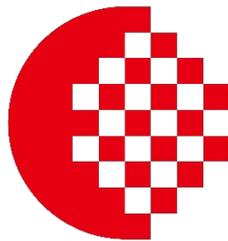


令和8年度文化芸術振興費補助金  
不活動宗教法人対策推進事業  
募集案内



文化庁

Agency for Cultural Affairs,  
Government of Japan

[応募書類の提出期限]

令和8年3月13日（金）（必着）

[応募書類の提出先・お問い合わせ先]

文化庁宗務課 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-5253-4111 [内線] 5751 (9時30分～18時15分)

E-mail: syuumu@mext.go.jp

本事業は、令和8年度予算（案）の内容に基づき募集します。今後の予算の成立状況等によっては、内容、規模、スケジュールについて変更等が生じる場合がありますので、あらかじめご了承の上、ご応募ください。

< 目 次 >

<b>I</b>	<b>事業概要</b> . . . . .	<b>1</b>
	1. 趣旨・目的	
	2. 補助事業者（補助の対象となる者）	
	3. 補助対象事業	
	4. 補助対象経費	
	5. 補助対象期間	
	6. 補助金の額	
	7. 応募方法等	
<b>II</b>	<b>補助対象経費等</b> . . . . .	<b>3</b>
	1. 補助対象経費	
	2. 各費目における制限・注意事項	
	3. 補助対象外経費	
	4. 収入	
<b>III</b>	<b>応募方法及び応募書類の作成方法</b> . . . . .	<b>5</b>
	1. 応募方法	
	2. 応募書類の作成方法	
<b>IV</b>	<b>事業の流れ</b> . . . . .	<b>7</b>
<b>V</b>	<b>その他留意事項</b> . . . . .	<b>8</b>
	1. 審査及び審査結果	
	2. 審査後の手続き	
	3. 事業実施時の注意事項	
	4. 補助金の適正な使用について	
<b>(参考)</b>	<b>関係法令等</b> . . . . .	<b>11</b>
	・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	
	・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）	

# I 事業概要

---

## 1. 趣旨・目的

宗教法人として設立されながら、事実上、宗教活動を停止しており、法人格のみ存在している宗教法人（いわゆる不活動宗教法人）が、全国には約 5,000 法人（令和 6 年 12 月末現在）あると推定されていますが、地域の過疎化、少子高齢化をはじめとする近年の社会情勢の変化が信者等の減少や後継者不足をもたらすなど、宗教活動に深刻な影響を与えており、不活動宗教法人の増加が見込まれます。

不活動宗教法人を放置した場合、宗教活動を目的としない第三者により法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用されるなど、宗教法人格の悪用につながるおそれもあります。

今後、所轄庁による不活動宗教法人対策が、より実効性のあるものにするためには、社会全体で不活動宗教法人対策に取り組んでいくことが不可欠です。このため、民間事業者等が行う不活動宗教法人に関する調査等への支援を通じて、不活動宗教法人の減少に資することを目的とします。

## 2. 補助事業者（補助の対象となる者）

次の（1）又は（2）の 4 つの要件を全て満たす日本国内の団体とします。

- （1）法人格を有する団体
- （2）法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体
  - ・ 定款・寄付行為に類する規約等を有すること
  - ・ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
  - ・ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
  - ・ 活動の本拠としての事務所を有すること

## 3. 補助対象事業

- （1）不活動宗教法人に関する調査
  - ・ 不活動宗教法人の実態把握のための情報収集・整理・分析
  - ・ 現地調査、関係者聴取等を通じた調査 など
- （2）宗教法人を対象とした相談窓口の設置
  - ・ 相談窓口、情報提供窓口の設置を通じた情報収集・分析 など
- （3）不活動宗教法人対策に関する情報発信・広報
  - ・ 不活動宗教法人対策に関するチラシ、パンフレットの作成
  - ・ シンポジウム、成果報告会の開催 など

## 4. 補助対象経費

上記「3. 補助対象事業」に記載された事業に要する経費が対象になります。詳細は、「II 補助対象経費等」をご参照ください。

## **5. 補助対象期間**

採択通知の日から令和9年3月31日

## **6. 補助金の額**

予算の範囲内において定額とします。なお、補助金の額は、事業予算の制約上、要望額の全額が補助されるとは限りません。

## **7. 応募方法等**

「Ⅲ 応募書類及び応募書類の作成方法」をご参照ください。

## Ⅱ 補助対象経費等

### 1. 補助対象経費

補助対象となる経費は、下記のとおりです。但し、事業の趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費は、補助対象外経費となります。

また、補助事業者の職員及びその構成団体又はその構成員に対する賃金・報償費の支払い、業務の発注は内部支出として補助の対象となりません。（但し旅費は除く。）

費目	内訳
賃金	給与、報酬、各種手当等（本事業のために臨時に雇用する者のみ対象）
共済費	本事業のために臨時に雇用する者の各種保険料等
報償費	会議出席謝金、調査謝金、資料整理等謝金等
旅費	普通旅費、特別旅費、費用弁償
使用料及び借料	会場等借料等
役務費	通信運搬費等
委託費	調査委託費等
請負費	会場設営等
需用費	消耗品費、印刷製本費等

### 2. 各費目における制限・注意事項

#### (1) 報償費(謝金)

下記の単価表の額を参考に、謝金の単価を設定してください。但し、社会通念上著しく高額と認められる場合には、補助対象外経費となります。**下記に記載のない謝金がある場合は、事前にお問合せ先にご相談ください。**

区分	単位	基準単価	備考
会議出席謝金（2時間以上）	日	14,200円	協力者会議や懇談会等、政策への影響度が高い会合への出席
会議出席謝金	時間	7,100円	〃
講演者金	時間	11,510円	講演会、講習会等において専門的なテーマで講演するもの
助言謝金	時間	6,000円	知識等の教授・指導をするもの
作業補助等労務謝金	時間	1,480円	

#### (2) 旅費

**交通費は実費**となります。ただし、航空機・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）、キャンセル料（災害等やむを得ない事由による場合を除く。）、**タクシー料金は補助対象外経費**となります。宿泊費・日当は、国家公務員の旅費に関する法律を準用します。

### 3. 補助対象外経費

下記の経費は、補助対象外経費となります。

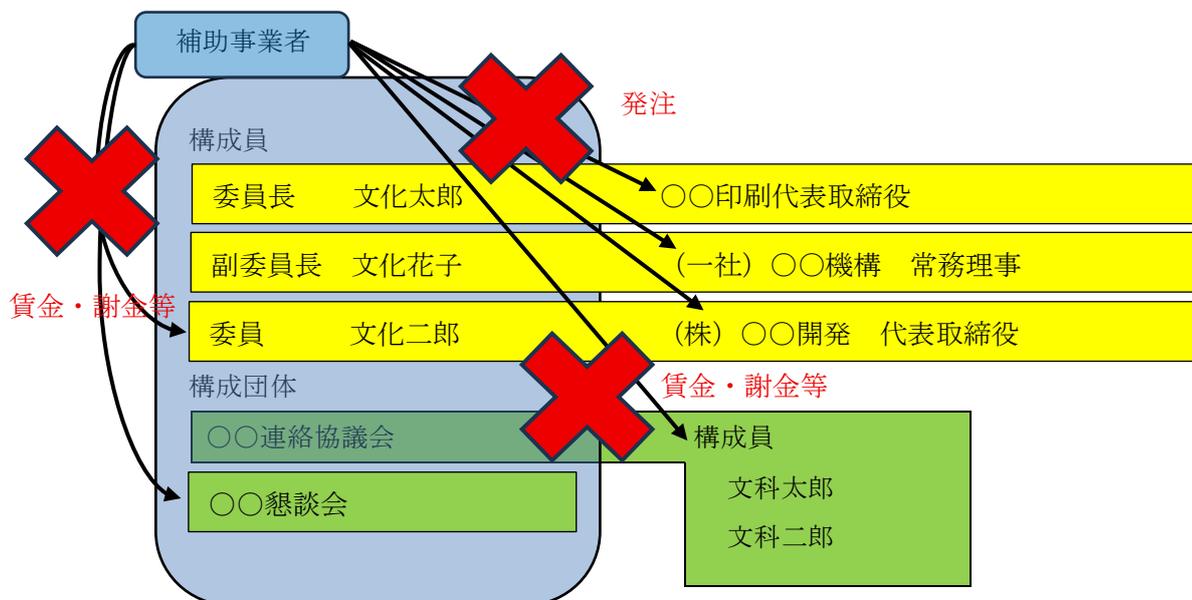
- (1) 交際費・接待費
- (2) 賞品・賞金、記念品代、手土産代
- (3) レセプション・パーティー経費、打ち上げ費

- (4) 飲食費（食材費も含む。ただし、会議の際に提供のお茶代は可。）
- (5) 施設整備費、不動産購入費
- (6) 備品購入費（パソコンやカメラ等の電化製品等）
- (7) 予備費
- (8) 経常的な経費（光熱水料費、電話代、常勤職員の賃金等）
- (9) 本事業の申請のための経費
- (10) その他、本事業の目的から適当でないと認められる経費

※ 上記の経費は、外部に委託を行った際の委託費に含まれる場合も補助対象経費として計上できません。

※ 内部支出の禁止について

申請者に係る構成団体又はその構成員等に対する賃金・報償費の支払い、事業の発注は全て内部支出に当たり、補助の対象となりません。また、構成員の所属団体（所属団体の構成員も含む。）への支出も補助の対象となりません（但し旅費を除く。）。



#### 4. 収入

本事業の遂行により収入（補助金を前払した場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売払い代等を含む。）が生じた場合は、その分を補助対象経費から差し引くことになります。その際は、収支がわかる資料を添付する必要があります。

## Ⅲ 応募方法及び応募書類の作成方法

### 1. 応募方法

#### (1) 応募書類の提出期限

令和8年3月13日（金）（必着）

#### (2) 応募書類の提出方法

下記「2. (1) 応募書類」に記載の書類をメールにより提出してください。（持参・郵送は不可。）。メール受信後の3営業日以内に受信確認した旨のメールを送付します。受信確認の連絡がない場合は、お問合せ先にご連絡ください。

宛 先：文化庁宗務課

E-mail：syuumu@mext.go.jp

※件名は、「令和8年度不活動宗教法人対策推進事業」としてください。

### 2. 応募書類の作成方法

#### (1) 応募書類

下記の応募書類（①、②）の電子データと、電子データ一式をPDF化（関係書類を含む。）したデータを提出してください。交付要望書のうち、「様式5」については、該当がないものは除いてPDF化してください。応募書類の提出後の書類の変更は原則できません。

#### ①令和8年度文化芸術振興費補助金（不活動宗教法人対策推進事業）交付要望書

<交付要望書の構成>

- ・ 交付要望書（様式1）
- ・ 事業計画書（様式2）
- ・ 令和8年度事業計画書（様式3）
- ・ 令和8年度事業収支予算書（様式4）
- ・ 令和8年度事業支出内訳書（明細）（様式5）
  - 【区分】（1）不活動宗教法人に関する調査（様式5-1）
  - 【区分】（2）宗教法人を対象とした相談窓口の設置（様式5-2）
  - 【区分】（3）不活動宗教法人対策に関する情報発信・広報（様式5-3）
  - 【区分】（4）事務経費（様式5-4）
- ・ 応募団体の概要（様式6）

#### ②関係書類（見積書、根拠資料等）

#### (2) 応募書類の様式

文化庁ホームページからダウンロードしてご利用ください。

### (3) 応募書類の作成等に係る留意事項

#### ①交付要望書（様式1）

様式5を入力すると全ての金額が自動入力されます。

#### ②事業計画書（様式2）

申請する「事業の趣旨・目的」、「事業計画」、「事業の実施体制」について、具体的に記載してください。「事業計画」については、複数年に渡り事業を行う場合や、補助事業以外で実施する取組があれば、あわせて具体的に記載してください。

#### ③令和8年度事業計画書（様式3）

令和8年度に本補助事業で実施する事業について、具体的に記載してください。またその内容は、令和8年度事業収支予算書（様式4）や令和8年度事業支出内訳書（明細）（様式5）と整合性が取れるようにしてください。また事業実施により期待される成果・効果を具体的に記載してください。

#### ④令和8年度事業収支予算書（様式4）

様式5を入力すると全ての金額が自動入力されます。

#### ⑤令和8年度事業支出内訳書（明細）（様式5-1～4）

補助対象事業（事業区分）ごとに作成してください。実施しない事業がある場合は空欄で電子データ（Excel）を提出してください。記載にあたっては、下記にご留意ください。

- ・内容は具体的に記入し、その内容と必要な経費との関係を明確にすること。
- ・員数や金額について、全ての書類の間で整合性を取ること。
- ・見積書を徴取するなどして妥当な金額を記入すること。特に100万円以上のものを計上する場合は複数の見積書を徴取し、その見積書を応募書類に添付して提出すること。
- ・経費内訳は「一式」とせず、可能な限りその内訳を記載すること。

#### ⑥応募団体の概要（様式6）

「I 2. 補助事業者（補助の対象となる者）」の（2）に該当する申請者は、提出してください。

### (4) 応募書類の保管

応募書類の内容等について文化庁からお問合せすることがありますので、応募書類の写しを一式保管するようにしてください。応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

## IV 事業の流れ

事業の大まかな流れは、下記のとおりです。

時期（予定）	事業の流れ
<p>■応募書類の提出期限 3月13日（金）〆切</p>	<p>①募集開始 文化庁</p> <p>↓</p> <p>②応募書類の提出 申請者</p> <p>↓</p> <p>③審査の実施 文化庁</p>
<p>■採否の決定・通知 4月上旬</p>	<p>↓</p> <p>④採否の決定通知 文化庁</p> <p>↓</p> <p>⑤補助金交付申請書の提出 申請者</p>
<p>■交付決定</p>	<p>↓</p> <p>⑥交付決定 文化庁</p> <p>↓</p> <p>⑦事業の実施 申請者（補助事業者）</p>
<p>■事業の実施 令和9年3月31日まで</p>	<p>↓</p> <p>⑧実績報告書の提出 申請者（補助事業者）</p> <p>↓</p> <p>⑨額の確定・支払 文化庁</p>
<p>■実績報告書の提出 事業終了後</p>	

※上記内容は、今後の令和8年度予算（案）の成立状況等によっては変更等が生じる場合があります。

## V その他留意事項

### 1. 審査及び審査結果

提出された応募書類等に基づき、有識者による審査を行った上で採否を決定し、文書によりお知らせします。審査は、下記の視点により総合的に評価を行います。

#### <評価の視点>

- 本事業の趣旨・目的に沿った計画であるか。
- 適切な実施体制が組織されているか。
- 事業の内容が具体的であり、かつ、実現可能な計画であるか。
- 事業の実施により、具体的な成果・効果が見込めるか。
- 事業計画に対して、経費が適切に計上されているか。

#### ※ 利害関係者の排除について

申請者及び申請された事業内容と利害関係にある審査委員は、文化庁における本事業の事務担当にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。

#### <利害関係の範囲>

- ・ 審査委員又は審査委員と親族関係になる者が要望された取組の参加者となっている場合
- ・ 審査委員が申請者の役員等に在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ 委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと、審査会又は当該審査委員自らが判断する場合

### 2. 審査後の手続き

採択が決定した申請者に対して、審査内容を踏まえ補助金交付申請書の提出を依頼します。提出依頼を受けた申請者については、補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付決定を行います。なお、補助金交付申請書の提出依頼の際、下記の条件を付す場合があります。

- 事業の一部を採択とする。
- 事業の一部について変更（経費の見直しを含む。）を求める。
- 審査結果により、事業経費、事務経費の圧縮を求める。

### 3. 事業実施時の注意事項

#### (1) 事業の資金について

補助金は、文化庁から直接、補助事業者を支払います。補助金の支払時期は、原則事業が完了し、提出された実績報告書を審査した上で、額が確定した後となります。概算払の実施を予定しておりますが、通例相当な期間を要し、財政当局との協議の結果認められない場合があります。補助金が支払われるまでは、補助事業者による立替えが必要ですので、ご注意ください。

#### (2) 文化庁シンボルマークの掲載について

補助事業で作成される印刷物（パンフレット、ちらし、ポスター、成果報告書等）には、新・文化庁シンボルマーク及び本補助事業名等を掲載していただきます。表示例は、下記のとおりです。シンボルマークは、文化庁ホームページから入手できます。

<表示例>



### (3) 実績報告書の提出について

補助事業終了後、実績報告書を所定の期間内に提出していただきます。必要な手続きの詳細は、交付決定の際に、併せてお知らせします。

また、補助事業者が消費税法上の課税事業者である場合は、消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出いただくことになります。補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除額確定報告書を提出していただき、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の返還手続きを行うことになります。必要な手続きの詳細は、交付決定の際に、併せてお知らせしますので、課税事業者におかれてはご注意ください。

### (4) 関係書類の整理及び保管について

補助事業に関する以下の書類を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間（令和8年度（2026年度）の場合は2032年3月31日まで）保管していただきます。

- ・通帳・帳簿等（全ての支出と収入を一括して確認出来る書類）
- ・領収書及び振り込みの記録等（支払いの相手先と金額が証明できる書類）
- ・契約書・仕様書・見積書・請求書・成果物等
- ・補助金の交付に関する一連の書類
- ・収入がある場合、収入が分かる書類

なお、これら書類は事業実施中から、提出した実績報告書や各書類間での照合が可能なように、また保管期間中に提出を求められた際には、速やかに対応できるよう整理しておいてください。

## 4. 補助金の適正な使用について

補助事業の実施に当たっては、管理運営の適正化や事務処理体制の整備、関係者の意識向上を行うなど、補助金の適正な使用を徹底することが義務付けられており、不正行為があった場合は、交付済補助金の返納や以後の応募制限など、厳正な措置を行

います。

本事業の応募にあたっては、本募集案内や関係法令等のほか、「文化庁からの補助金等の適正な使用について」を精読の上、ご応募ください。

「文化庁からの補助金等の適正な使用について」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/hojokin\\_shiyo.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/hojokin_shiyo.html)

# (参考) 関係法令

## 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のある

ものを除くほか、この法律の定めるところによる。

### 第二章 補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用に関する事項

三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

#### (決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

#### (申請の取下げ)

- 第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

#### (事情変更による決定の取消等)

- 第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業者のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業者の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
  - 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
  - 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

### 第三章 補助事業者等の遂行等

#### (補助事業者及び間接補助事業者等の遂行)

- 第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業者等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつてはいる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。
- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業者等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつてはいる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をし

てはならない。

#### (状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業者等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

#### (補助事業者等の遂行等の命令)

- 第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業者等を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業者等の遂行の一時停止を命ずることができる。

#### (実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業者等が完了したとき（補助事業者等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業者等の成果を記載した補助事業者等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

#### (補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業者等の完了又は廃止に係る補助事業者等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行つた現地調査等により、その報告に係る補助事業者等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

#### (是正のための措置)

- 第十六条 各省各庁の長は、補助事業者等の完了又は廃止に係る補助事業者等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業者等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。
- 2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行つた補助事業者等について準用する。

### 第四章 補助金等の返還等

#### (決定の取消)

- 第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業者等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業者等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - 3 前二項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
  - 4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基づく港務局を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式

で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

- 第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。
- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知って交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかった者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省

各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

## 附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。
- 2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

## 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号)(抄)

(補助金等の交付の申請の手続)

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
  - 二 補助事業等の目的及び内容
  - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
  - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
  - 五 その他各省各庁の長(略)が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 一 申請者の営む主な事業
  - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
  - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
  - 四 補助事業等の効果
  - 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
  - 六 その他各省各庁の長が定める事項
- 3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

(事業完了後においても従うべき条件)

第四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

## 2 略

(事情変更による決定の取消ができる場合)

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)とする。

(決定の取消に伴う補助金等の交付)

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
  - 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業等の遂行の一時停止)

第七条 各省各庁の長は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(国の会計年度終了の場合における実績報告)

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容及び当該計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

- 第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。
- 2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長(略)に提出しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 4～5 略

(加算金の計算)

- 第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準

用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
  - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出の手続)

- 第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日(処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知った日)から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長(法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなった都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。
- 2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
- 3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。